

令和 5年 3月 15日 立川市広報課
送付文書 計 1 枚

報道機関 各位

立川市議会

委員会へオンラインによる出席ができるようになります

立川市議会では、重大な感染症のまん延防止措置の観点や災害等の発生、出産、育児、看護、介護などのやむを得ない事由により委員会に参集できない委員が、オンラインを活用して委員会に出席できるよう、委員会条例及び会議規則の一部改正を検討してきました。

本日の定例会で委員会提出議案として上程し、全会一致で可決されました。

これに伴い、令和5年4月1日から参集が困難な委員は、委員会へオンラインによる出席ができるようになります。

【問い合わせ】

立川市 議会事務局 次長（課長） 担当：諸井（もろい）
TEL 042—523—2111 内線3115